

仙北市住宅リフォーム促進事業(災害)

災害により被災した建物改修工事に対し



工事費の**15%**
(**限度額20万円**)
を補助します

(過去に住宅リフォーム補助金を利用した住宅の復旧工事も対象となります)

《補助対象者》

- 補助対象者は、市民であって、次の要件のすべてを満たす方
 - (1) 持ち家の災害復旧工事を行う者(罹災証明書必要)
 - (2) 対象者及び同居する家族が市税及び市諸収入金に未納がないこと

《対象となる工事》

- 令和元年10月1日以降の自然災害による災害復旧工事で、自らが居住する住宅の改修工事であること
- 当該工事に要する経費(消費税を含む)が、10万円以上であること

《対象外工事》

- 車庫・物置・倉庫(農作業小屋含む)、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事
- 冷蔵庫、テレビなどの備品等(ただし、給湯器等の固定式機械設備は対象)
- 令和元年度仙北市住宅リフォーム補助金の交付を受けた同一の自然災害による災害復旧工事
- 被災箇所以外の改修工事(被災箇所以外は、通常のリフォーム補助での対応)

《補助率・補助限度額》

- 補助対象工事費(消費税を含む)の**15%**(千円未満切捨て)
(限度額20万円)

《施工業者》

- 市内・市外問わず対象といたします。(秋田県内に本店又は事業所を有すること)

【問い合わせ先】

仙北市役所西木庁舎2階

建設部建設課 都市計画係

TEL 0187-43-2295